

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託

2 契約の相手方

池上通信機株式会社

3 随意契約理由

本システムは、ヘリコプターに搭載したテレビカメラから災害現場の映像を指令情報センター等に電送するもので、地震等の非常災害時には、火災状況、建物・道路の損壊状況並びに市民の避難動向等の災害情報を迅速、的確に把握するシステムである。

本点検を行うためにはシステム独自の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから点検を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、点検を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（1）業務委託

2 契約の相手方

株式会社富士通ゼネラル

3 随意契約理由

本業務は、株式会社富士通ゼネラルが製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する消防車両から消防車両へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

デジタル無線機積替（2）業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

本業務は、富士通株式会社が製造した消防・救急デジタル無線機を、指定する救急車両等から救急車両等へ積み替えるものであり、無線機の機器動作確認及び分解清掃を行ったうえで、積替完了後に機器調整及び試験を行うものである。

本業務を行うためには、消防・救急デジタル無線機の専門的知識や技術が必要となり、上記業者は製造メーカーであることから本業務を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（１）業務委託

2 契約の相手方

パウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法 35 条の 2 に基づき定期自主検査を行わなければならない。

当該設備は、ドイツのパウアーコンプレッソーレン G M B H（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査整備等の点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本定期自主検査整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置導入業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する車載端末装置は、消防車両及び救急車両（以下「消防車両等」という。）の位置や動態を管理し、災害現場に最も早く到着することができる車両を選定する消防情報システムの消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

上記業者は、消防情報システム及び車載端末装置ソフトウェアを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、消防情報システムの運用を停止することなく車載端末装置を導入することのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）